○財務省令第十三号

所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）及び所得税法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第百三十六号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第四十二条第三項、第四十五条第三項第一号ロ、第九十三条第二項、第二百二十五条第一項及び第二項並びに第二百二十八条の四第一項各号並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第四十一条の二第一項、第六十四条第一項第二号、第六十九条第一項第二号、第百三十八条第二項、第百三十九条第四項及び第三百三十七条第二項第一号の規定に基づき、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　公共法人等及び公益信託等に係る非課税（第十六条―第十六条の三）」を「第四章　第五章　納税地（第十七条）

公共法人等及び公益信託等に係る非課税（第十六条―第十七条）」に、「第一款　棚卸資産の評価（第一款の二　有価証券の評価（第二十一条の二十二条・第二十三条）」を「第一款　家事関連費等の必要経費不算入等（第二十一条の二―第二十三条の二）　第一款の二　棚卸資産の評価（第二十二条・第二十三条）　第一款の三　有価証券の評価（第二十三条の二―第二十三条の四）」を

に、「第三十四条」を「第三十四条の三」に改める。

第七条第二項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第一編第五章を削る。

第一編第四章中第十六条の三を第十七条とする。

第十八条第二項中「第六十一条第二項第五号ロ」を「第六十一条第二項第五号」に改める。

第十八条の二第二号中「第八十二条の四第一項」を「第八十二条の五第一項」に改める。

第十八条の三第一項第一号中「第七十二条第三項第六号」を「第七十二条第三項第七号」に改め、同条第二項中「脱退一時金相当額等」の下に「又は残余財産」を加える。

第二十条第二号中「前号の国庫補助金等をもつて取得又は改良をした」を削り、「に規定する」を「の規定の適用を受けた」に改める。

第二編第一章第三節第一款の二を同節第一款の三とし、同節第一款を同節第一款の二とし、同款の前に次の一款を加える。

第一款　家事関連費等の必要経費不算入等

第二十一条の三　法第四十五条第三項第一号ロ（家事関連費等の必要経費不算入等）に規定する財務省令で定める場所は、同号ロの居住者の住所地若しくは居所地又はその営む事業に係る事務所若しくは事業所、雑所得を生ずべき業務を行う場所その他これらに準ずるものの所在地とする。

第二編第一章第三節第二款に次の二条を加える。

（少額の減価償却資産の主要な業務として行う貸付けの判定）

第三十四条の二　次に掲げる貸付け（次項の規定に該当する貸付けを除く。）は、令第百三十八条第一項（少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入）に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当するものとする。

一　当該居住者に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者の当該資産の譲渡又は役務の提供の業務の用に専ら供する資産の貸付け

二　継続的に当該居住者の経営資源（業務の用に供される設備（その貸付けの用に供する資産を除く。）、業務に関する当該居住者又はその従業者の有する技能又は知識（租税に関するものを除く。）その他これらに準ずるものをいう。）を活用して行い、又は行うことが見込まれる業務としての資産の貸付け

三　当該居住者が行う主要な業務に付随して行う資産の貸付け

2　資産の貸付け後に譲渡人（当該居住者に対して当該資産を譲渡した者をいう。）その他の者が当該資産を買い取り、又は当該資産を第三者に買い取らせることをあつせんする旨の契約が締結されている場合（当該貸付けの対価の額及び当該資産の買取りの対価の額（当該対価の額が確定していない場合には、当該対価の額として見込まれる金額）の合計額が当該居住者の当該資産の取得価額のおおむね百分の九十に相当する金額を超える場合に限る。）における当該貸付けは、令第百三十八条第一項に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当しないものとする。

（一括償却資産の主要な業務として行う貸付けの判定）

第三十四条の三　前条の規定は、令第百三十九条第一項（一括償却資産の必要経費算入）に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当するかどうかの判定について準用する。

第四十条の十の二第四号中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加え、同条第五号中「第四条の六の二第二十八項」を「第四条の六の二第二十九項」に、「同条第三十項」に、「第三十一項ただし書」を「第三十二項ただし書」に改める。

第四十七条の二第三項第三号中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第八十一条の六第二項第五号中「第七条第二項第五号に規定する国民年金手帳、」を削り、同項第六号中「第七条第二項第六号」を「第七条第二項第七号」に改め、同項第七号中「第七条第二項第七号」を「第七条第二項第八号」に改める。

第八十二条第一項第五号中「第四条の六の二第十八項」を「第四条の六の二第十九項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改め、同項第一号ホ中「第四条の六の二第十八項」を「第四条の六の二第十九項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改め、同項第二号ホ中「第四条の六の二第十八項」を「第四条の六の二第十九項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改め、同項第三号ホ中「第四条の六の二第二十八項」を「第四条の六の二第二十九項」に改め、同条第二項第五号中「若しくは第百八十条の二第一項」を「、第百七十七条（完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例）若しくは第百八十条の二第一項」に改める。

第九十七条の四第二項中「第七項に」を「第七項第三号に」に、「及び第七項から第九項まで」を「、第六項及び第七項」に、「同条第五項及び第七項」を「同条第四項及び第六項」に改め、同条第五項中「、磁気テープ」を削る。

別表第三㈣の表の備考25中「若しくは第41条の23から第42条の２まで」を「、第42条若しくは第42条の２」に改める。

別表第五㈠の表の備考２⑸中「第４条の６の２第18項」を「第４条の６の２第19項」に改め、同表の備考２⑹中「第４条の６の２第19項」を「第４条の６の２第20項」に改める。

別表第五㈢の表の備考２⑷中「第４条の６の２第28項」を「第４条の６の２第29項」に改める。

別表第五㈤の表の備考２⑷中「第４条の６の２第18項」を「第４条の６の２第19項」に改め、同表の備考２⑸中「第４条の６の２第19項」を「第４条の６の２第20項」に改める。

別表第五㈦の表の備考２⑴中「支払調書を作成する場合にあつては当該」の次に「支払調書を」を、「支払通知書を作成する場合にあつては当該」の次に「支払通知書を」を加え、同表の備考２⑷中「第４条の６の２第18項」を「第４条の６の２第19項」に改め、同表の備考２⑸中「第４条の６の２第19項」を「第４条の６の２第20項」に改める。